

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成21年4月30日(2009.4.30)

【公表番号】特表2008-533148(P2008-533148A)

【公表日】平成20年8月21日(2008.8.21)

【年通号数】公開・登録公報2008-033

【出願番号】特願2008-501937(P2008-501937)

【国際特許分類】

A 6 1 K	31/4375	(2006.01)
C 0 7 D	471/14	(2006.01)
A 6 1 K	47/12	(2006.01)
A 6 1 K	47/14	(2006.01)
A 6 1 K	47/10	(2006.01)
A 6 1 K	47/08	(2006.01)
A 6 1 K	47/38	(2006.01)
A 6 1 K	47/32	(2006.01)
A 6 1 K	47/22	(2006.01)
A 6 1 K	47/20	(2006.01)
A 6 1 P	17/00	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	31/4375	
C 0 7 D	471/14	1 0 2
A 6 1 K	47/12	
A 6 1 K	47/14	
A 6 1 K	47/10	
A 6 1 K	47/08	
A 6 1 K	47/38	
A 6 1 K	47/32	
A 6 1 K	47/22	
A 6 1 K	47/20	
A 6 1 P	17/00	

【手続補正書】

【提出日】平成21年3月5日(2009.3.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

光線性角化症病変に1週間に2回、約8週間の継続期間、局所的に適用することによつて光線性角化症を治療するための2-メチル-1-(2-メチルプロピル)-1H-イミダゾ[4,5-c][1,5]ナフチリジン-4-アミンを製剤の総重量を基準にして0.3重量%の量で含む製剤。

【請求項2】

前記製剤が、防腐剤系、酸化防止剤、キレート剤、脂肪酸、疎水性成分、増粘剤、乳化剤、pH調整剤、又はこれらの組み合わせを更に含む、請求項1に記載の製剤。

【請求項3】

光線性角化症病変に1週間に2回、約8週間の継続期間、製剤を局所的に適用することにより光線性角化症を治療するための製剤の製造における、2-メチル-1-(2-メチルプロピル)-1H-イミダゾ[4,5-c][1,5]ナフチリジン-4-アミンの使用。